

令和7年度 事業系一般廃棄物処理実績報告書

ごみの種類	処 理 区 分				発 生 量 c (a+b) [kg/年]	減 量 化 率 a/c × 100 [%]
	資源として処理		燃えるごみとして処分			
	資源化量 a [kg/年]	処理業者名 (注2)	処分量 (注3) b [kg/年]	処理業者名 (注2)		
下記に計上しない (注1) 燃えるごみ				(注5)		
段ボール						
新聞紙・チラシ						
雑誌・カタログ類						
コピー紙・OA用紙・ 事務用紙						
紙製容器包装物						
封筒類						
その他の紙類						
機密文書類						
シュレッダー物						
生ごみ(厨芥類)						
剪定枝葉くず・ 草木類のごみ						
ペットボトル	注4)	環境センター				
プラスチック製 容器包装		環境センター				
その他(ビン)		環境センター				
その他(缶類)		環境センター				
小 計 (A)		*		*		
その他(ガラス、陶磁器)	注4)	環境センター				

注1 「下記に計上しない燃えるごみ」欄には、分別することなくそれぞれの量も把握していないことから、以下の欄に計上していない「燃えるごみ」を記入してください。

注2 「処理業者名」は、中間処理、リサイクル、最終処分事業所などです。(収集運搬業者ではありません)  
直接又は収集業者への委託により「八代市環境センター」へ搬入している場合は、「環境センター」と記入してください。

注3 注1に含まれるため処分量を把握できない品目は、処理業者名欄のみ記入してください。

注4 委託によるものも含めて、環境センターに持ち込まれた場合のみ記入してください。  
事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他(びん、缶類、ガラス、陶磁器)は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。

注5 燃えるごみを地域の集積所へ排出している場合は、「処理業者名」欄を「指定袋」としてください。

参考 燃えるごみの処分量は、以下の重さを参考に算出されても構いません。

・指定ごみ袋(大45ℓ) ≙ 8.0kg/袋      ・指定ごみ袋(中30ℓ) ≙ 5.3kg/袋

・指定ごみ袋(小15ℓ) ≙ 2.7kg/袋

例) 週に大袋で6袋を排出する場合… 6袋 × 8.0kg × 52週 ≙ 2,496kg/年